

松原市新バリアフリー基本構想【概要版】

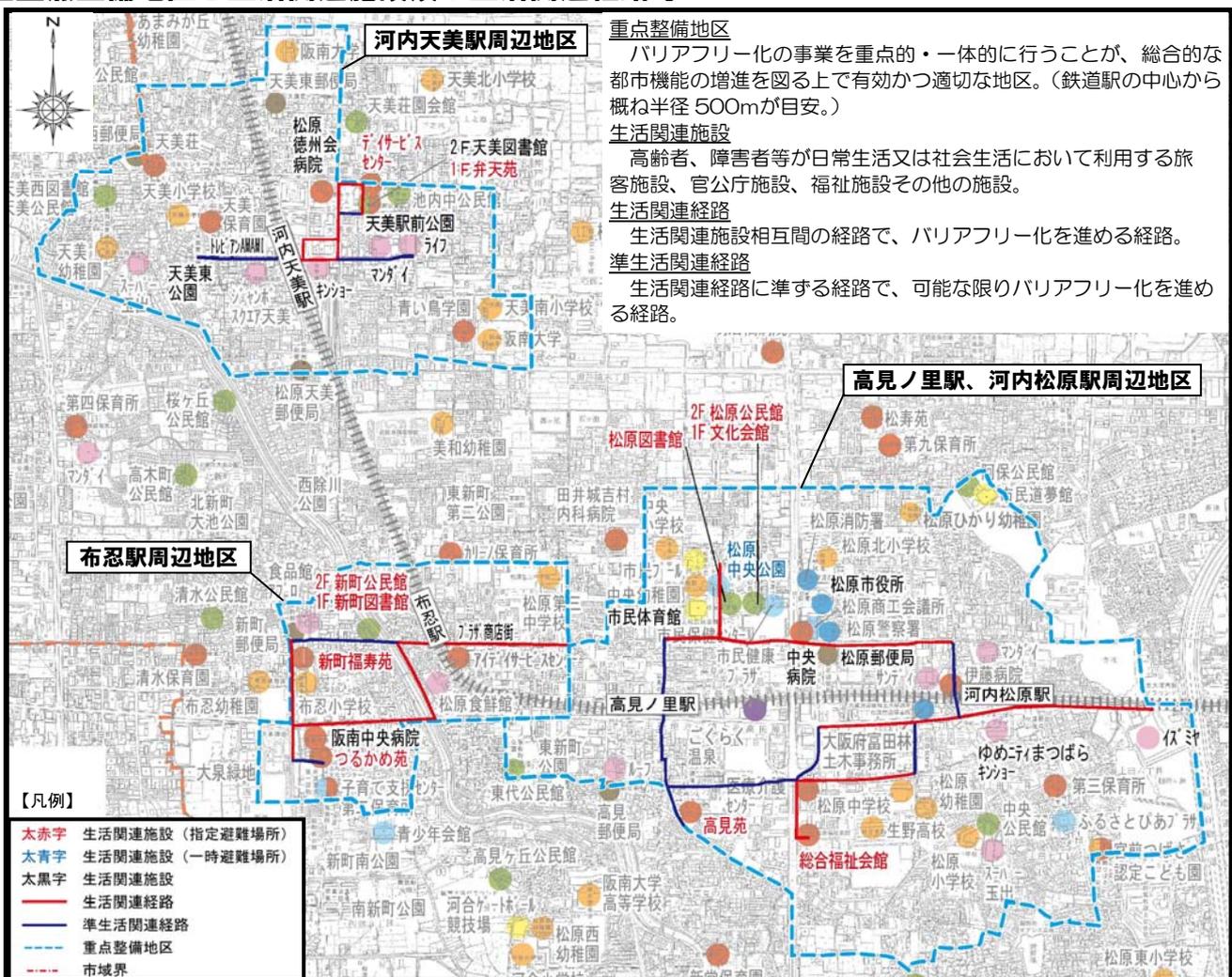
■バリアフリー基本構想の策定にあたって

本市では、平成16年3月に河内松原駅周辺地区を対象とした「松原市バリアフリー基本構想」を策定し、公共交通機関や道路等についてバリアフリー整備を進めてきましたが、平成18年12月に「バリアフリー新法」が施行されたことから、新たに河内天美駅、布忍駅、高見ノ里駅、河内松原駅の4駅周辺地区を対象とした基本構想を策定し、重点的かつ一体的なバリアフリー化の推進を図っていきます。

■バリアフリー化を実現するための基本方針

- (1) ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたバリアフリーの実現
- (2) 利用者の意見を反映したバリアフリーの推進
- (3) 市民、事業者、行政の協働による心のバリアフリーの推進
- (4) 継続的・段階的なバリアフリーの推進
- (5) バリアフリーに関する適切な情報提供の推進

■重点整備地区と生活関連施設及び生活関連経路等



■実施する特定事業と目標年次

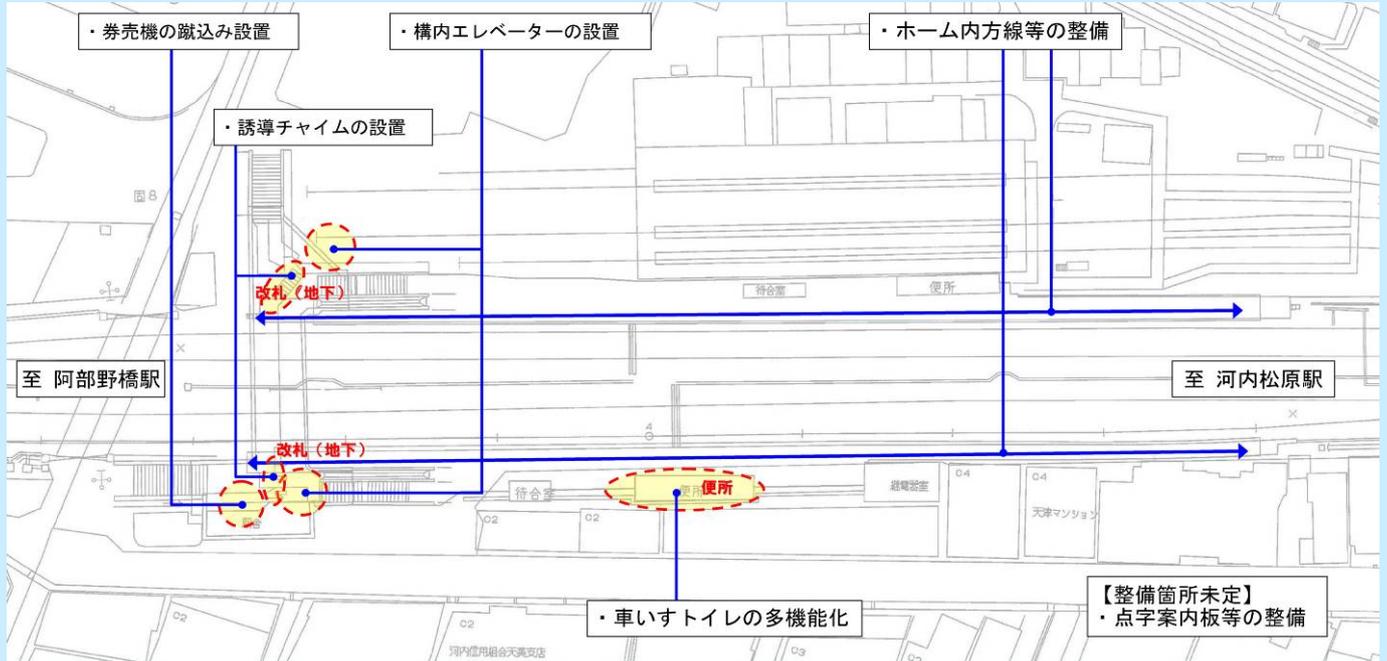
実施する特定事業（バリアフリー化を具体化するための事業）として、「公共交通特定事業」、「道路特定事業」、「都市公園特定事業」、「建築物特定事業」、「交通安全特定事業」などを設定します。また、各特定事業については、国の基本方針に基づき、平成32年度を目標年次とし、以下のように設定します。

	目標年次（事業実施予定時期）
短期	概ね4年（平成25～28年度）
中期	概ね8年（平成25～32年度）
長期	平成33年度～

河内天美駅周辺地区

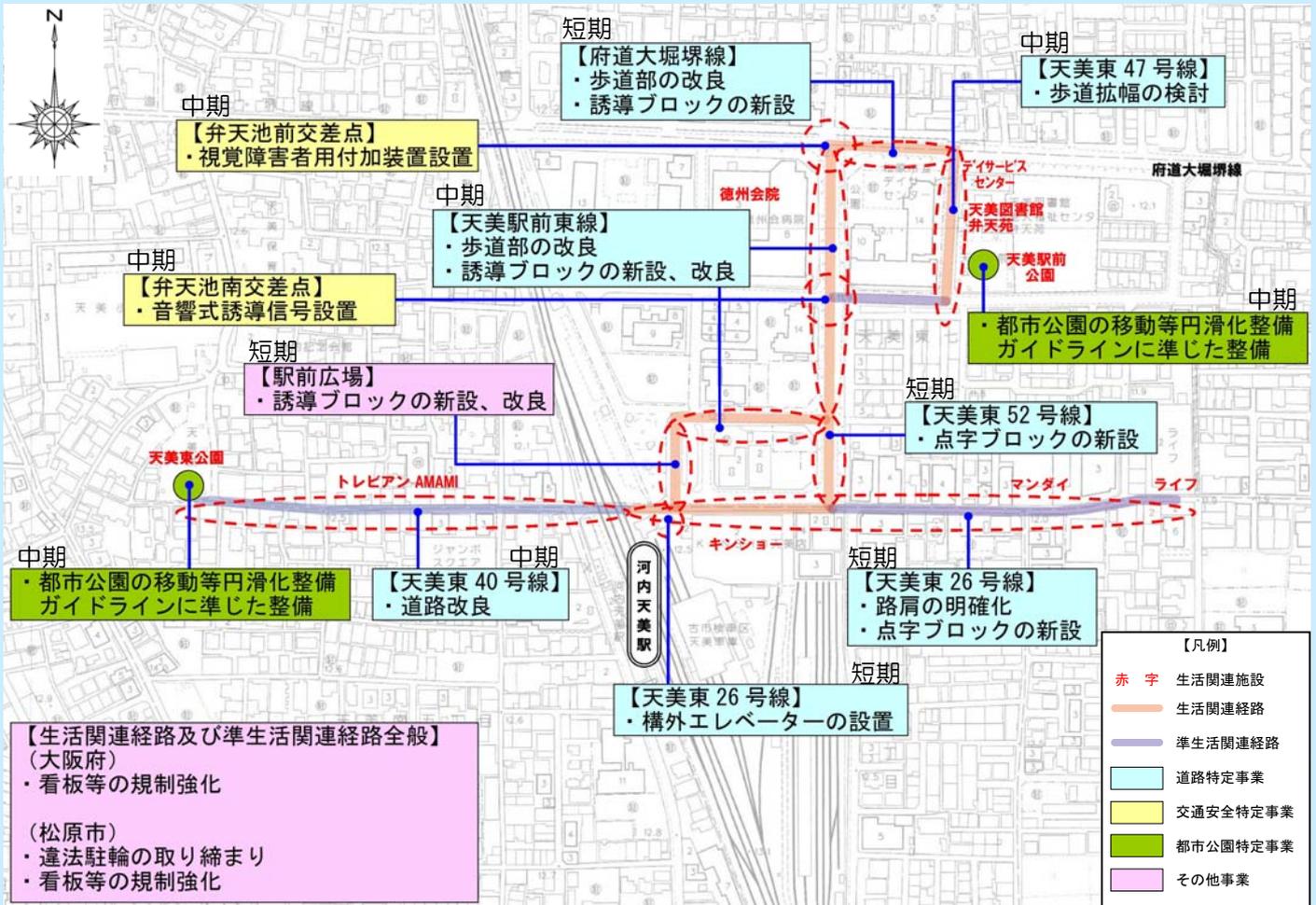
【公共交通特定事業】

河内天美駅駅舎：短期



【道路特定事業、交通安全特定事業、都市公園特定事業、その他事業】

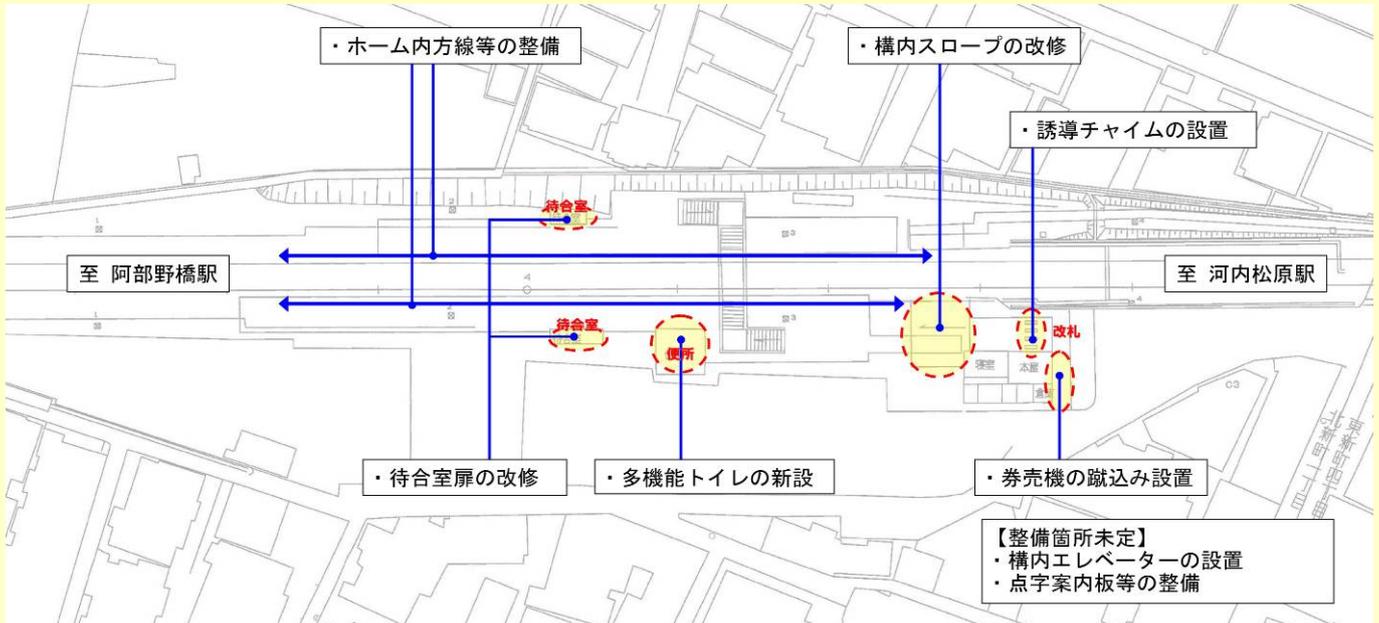
河内天美駅周辺



■布忍駅周辺地区

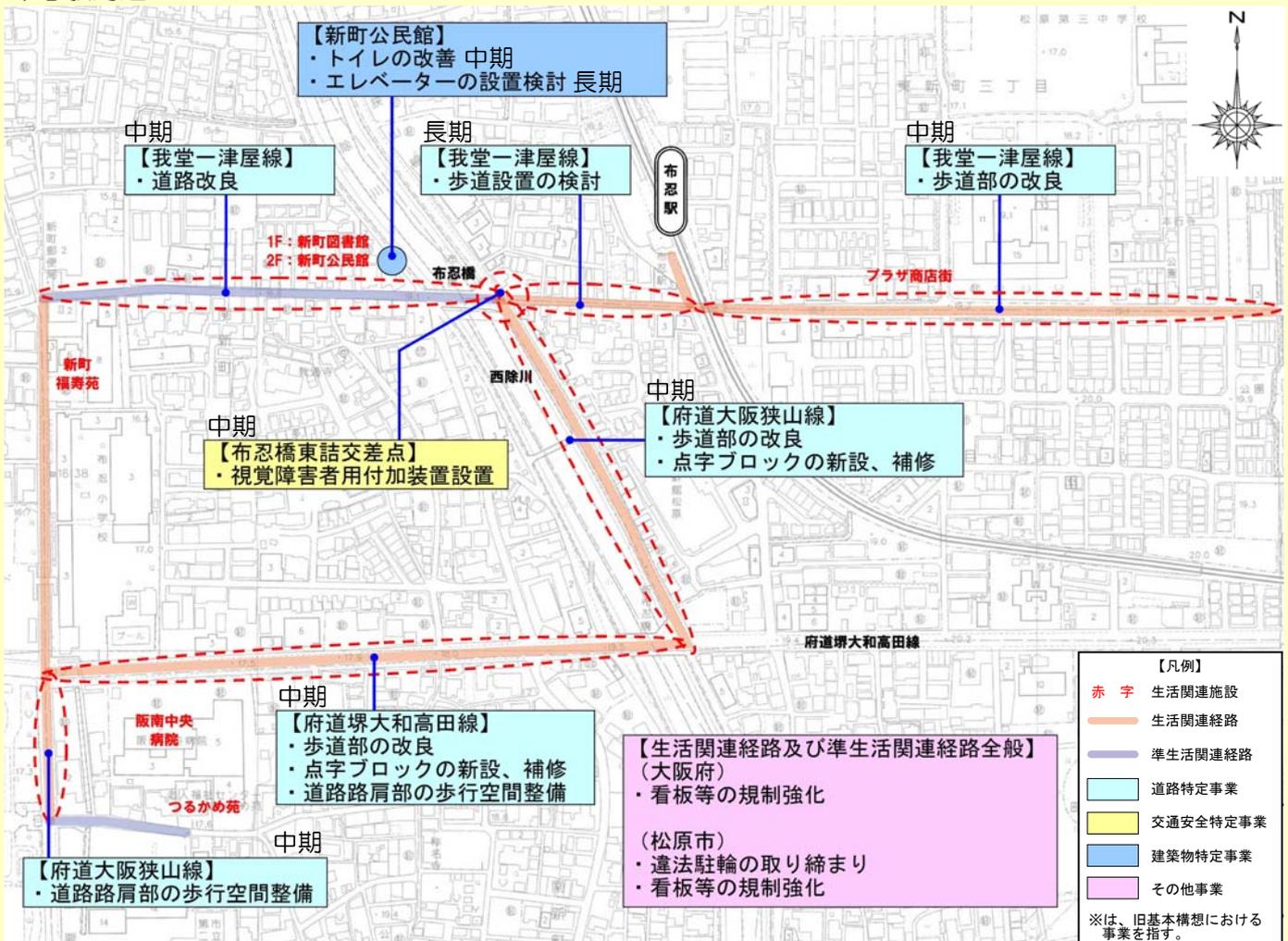
【公共交通特定事業】

布忍駅駅舎：中期



【道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、その他事業】

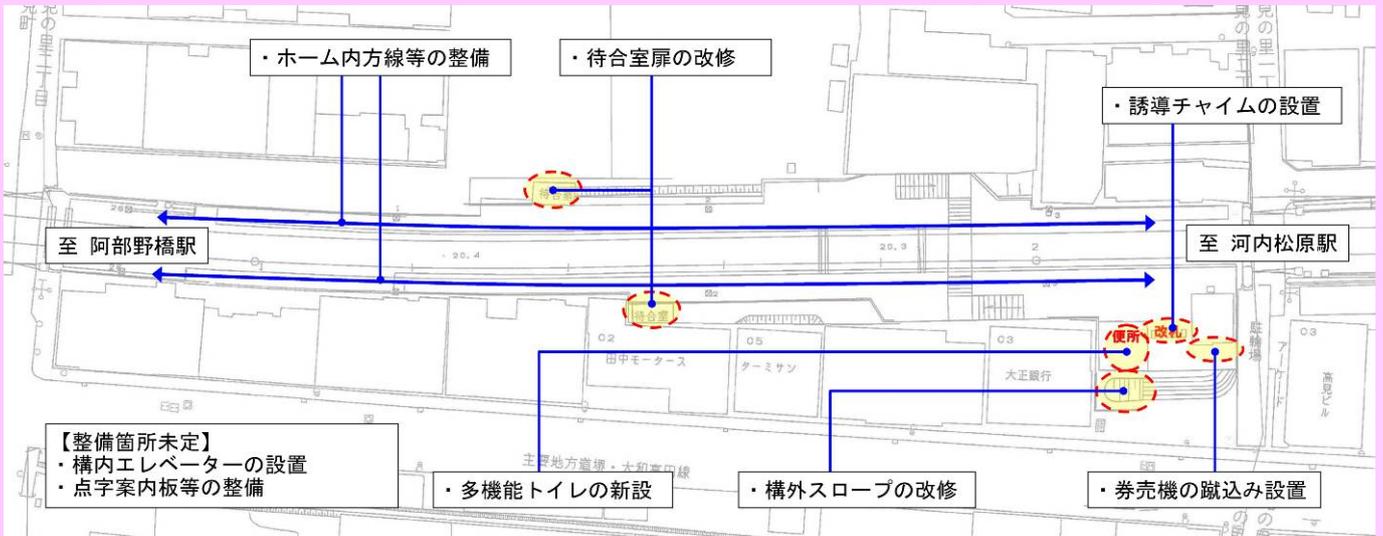
布忍駅周辺



■高見ノ里駅、河内松原駅周辺地区①

【公共交通特定事業】

高見ノ里駅駅舎：中期



【道路特定事業、交通安全特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、その他事業】

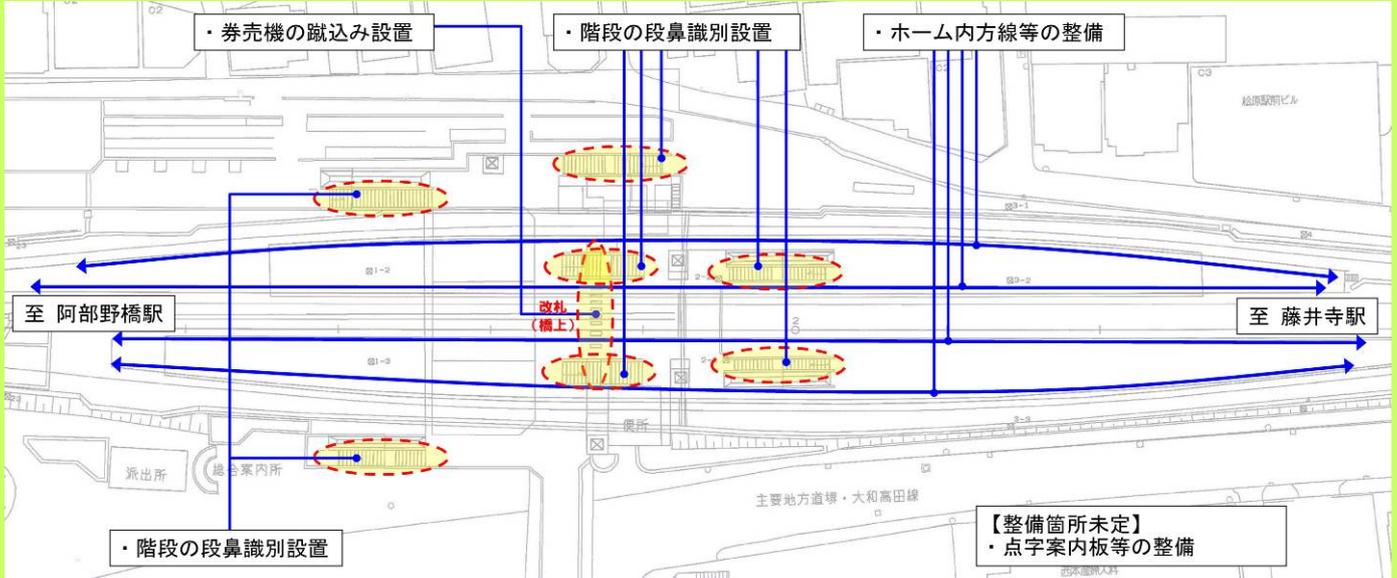
高見ノ里駅、河内松原駅周辺（国道309号西側）



■高見ノ里駅、河内松原駅周辺地区②

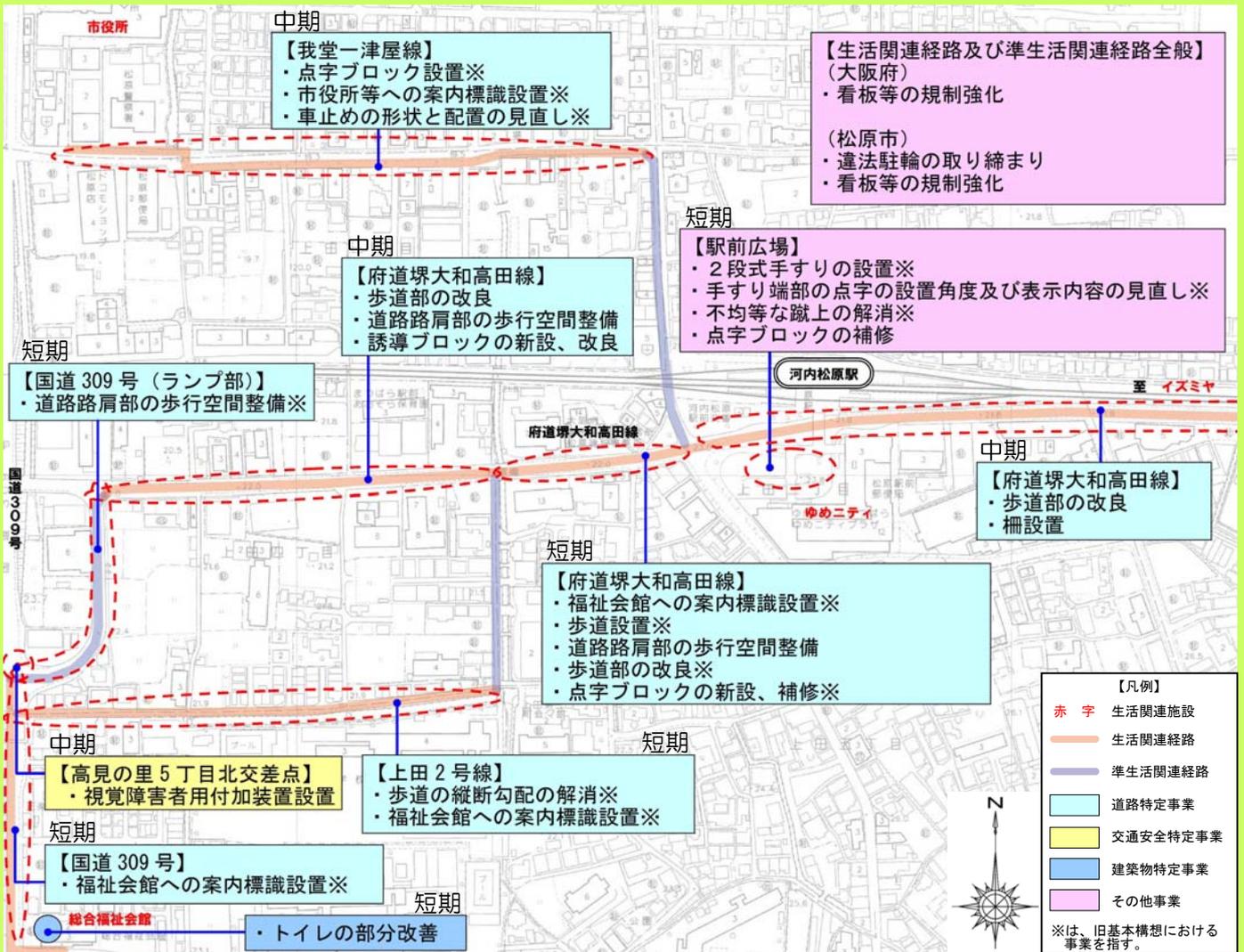
【公共交通特定事業】

河内松原駅駅舎：中期



【道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、その他事業】

高見ノ里駅、河内松原駅周辺（国道309号東側）



■心のバリアフリー

バリアフリー化に向けて実施すべき事業では、移動経路や主要施設における段差の解消やバリアフリー設備の設置などハード面での事業が主となっています。しかし、これらの物理的な障害が排除されても違法駐輪（放置自転車）や違法看板、利用者のマナーやモラルが守られなければ本質的なバリアフリー化が実現したとはいえません。高齢者や障がい者等が安全で安心して外出できる環境を整えるには、すべての人が障がい者や高齢者等の立場に立って理解するとともに、障害となるような行為を慎みお互いに助け合うといった行動が必要です。

このようなことから、助け合う意識の向上や高齢者や障がい者等への理解の促進など、啓発活動や教育等を通じて行政や事業者はもとより、広く市民とともに、心のバリアフリーを推進していく必要があります。

1) 市民による心のバリアフリー

違法駐輪（放置自転車）や違法看板等は、歩行者の通行の妨げとなるだけでなく、視覚障がい者等にとっては、通行時、障害物となり事故を起こす危険性があります。また、運転マナーの悪い自動車や自転車は歩行者に危険を感じさせるものとなります。しかし、これらは、市民一人ひとりの日常的な行動で改善することが可能です。

このようなことから、市民一人ひとりが高齢者や障がい者等の立場に立った心のバリアフリーの意識を醸成していくため、それぞれの立場に立ってルールやマナーを考え、行動していくことができる取り組みを推進していきます。

- 違法駐輪（放置自転車）、違法駐車をなくし歩道の移動円滑化を促進する。
- 歩道上の看板等、移動を阻害する原因となるものをなくすための方策を推進する。

2) 事業者による心のバリアフリー

公共交通施設における高齢者、障がい者等への配慮ある対応や介助の充実、道路等の施設管理者による適切な施設の維持・保全、公共公益施設や商店等の事業者による高齢者、障がい者等への配慮ある対応、これらを適切に実施していくため、社員・職員教育をはじめとした、利用者の立場に立った心のバリアフリーの意識を醸成するような取り組みを推進していきます。

- バリアフリーの実体験等により心の教育を推進する。

3) 行政による心のバリアフリー

行政は、心のバリアフリーを推進していくために、市広報紙や市ホームページ等を通じて、バリアフリーに関する知識や理解を促すなど、継続的な啓発の実施に努めます。

また、「障害者週間」等でのイベントに障がいのない人の参加を呼びかけ、障がいのある人とない人が交流できる場の提供や、総合福祉会館のコミュニティルーム等を活用した障がいのある人相互やボランティアグループとの交流など、広く市民が心のバリアフリーの意識を醸成するような取り組みを推進していきます。

- バリアフリーに関する啓発・広報及び情報を発信する。
- 交流やふれあいの推進・福祉教育の充実を図る。